

消費税に関する事業者向け広報・周知等について  
(平成31年4月19日)

このことにつきまして、関係省庁から協力依頼がありましたので、関連資料を掲載致します。

事業者の皆様！  
準備はお済みですか？ 本年(2019年)10月1日から消費税の**軽減税率制度**が実施されます。

# 仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、  
・飲食品(酒類・外食を除く)  
・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)  
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を  
複数税率に対応させる必要があります。

**CHECK** 全ての事業者の方に関係があります！  
飲食品等の販売がない場合も、例えば、飲食品等の仕入がある場合は、帳簿上、軽減税率対象である旨を明記する必要があります。

レジや受発注・請求書管理システムの  
導入・改修が必要となる場合があります。

**CHECK** 軽減税率対策補助金が拡充されました！  
中小企業・小規模事業者等の方向けに複数税率対応レジの導入等を支援します。  
ぜひご利用ください。

軽減税率制度説明会にぜひご参加ください。  
全国で開催されています。日程・場所等の情報は右記よりご確認いただけます。

軽減税率制度についてはこちら  
軽減税率 国税庁

軽減税率対策補助金についてはこちら  
軽減税率対策補助金 国土

財務省 [www.mof.go.jp](http://www.mof.go.jp)



# 「10月1日以降2%値下げ!」という 値下げセールをしたらダメ?



▶ **OK!!**

問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元!」「消費税はいただきません!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。

# 10月1日より前の値上げは、 便乗値上げになるからダメ?



コストが上昇。  
商品を値上げしても  
いいのかな?

▶ **OK!!**

問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

# 税抜での価格表示はダメ?



▶ **OK!!**

問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

## これはNG

- 事実と反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること
- 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと

## ▼ OK? NG? 迷った時は ▼

セール・「今だけお得」関係	消費者庁表示対策課	03-3507-8800(代表)
便乗値上げ関係	消費者庁消費者調査課	03-3507-9196
価格表示関係	財務省主税局税制第二課	03-3581-4111(代表)
転嫁拒否関係	公正取引委員会消費税転嫁対策調査室	03-3581-5471(代表)
	中小企業庁消費税転嫁対策室	03-3501-1511(代表)

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認ください。

●より詳しい内容についてはこちら

価格設定 ガイドライン

検索

転嫁対策 事業者向け パンフ

検索

10月1日

こんな値付けはNGと思っ  
ていませんか?

消費税引上げ前後の  
値上げ・値下げ

